

Nanette A. Neuwahl and Allan Rosas eds.,
The European Union and Human Rights,

(Martinus Nijhoff Publishers, 1995, xii+336pp)

広島大学講師 中坂恵美子

I ヨーロッパ統合の動きは激しい。一九九五年にはヨーロッパ連合は一五カ国に拡大し、今年の六月にはマーストリヒト条約の改正条約であるアムステルダム条約が採択された。本書はイギリスのレスター大学法学部およびフィンランドのアボアカデミ大学の法学部ならびに人権研究所の共同研究の成果で、ヨーロッパ連合において人権に関する事項がどの様に動いているのかを、一六人の研究者がそれぞれの視点から取り上げて論じている。

それぞれが独立した論文であるが、内容的には、次の三つのものがある。すなわち、(一) ヨーロッパ連合における人権問題の全般的な動きについて述べているもの、(二) ヨーロッパ連合市民の各種人権について述べているもの、(三) 対外的なまたは専ら第三国人の人権問題について述べているもの三種類である。(二)に属する論文には、Nanette A. Neuwahl「ヨーロッパ

連合条約：人権の保護における前進」/ Sifra O'Leary「共同体法と国内法の関係について」/ Joseph H. H. Weiler「基本的権利と基本的境界：人権の保護における基準と価値について」/ Deirdre Curtin and Herman Meijers「ヨーロッパ連合情報へのアクセス：市民権の要素と無視される憲法的権利」/ David Pollard「自由移動の権利」/ Maria Amor Martin Estrbanes「民族的または種族的宗教的および言語的少数者の保護」/ Allan Rosas「選挙権・被選挙権とヨーロッパ連合」/ Catherine Barnard「労働者の参加の権利」/ Erika Szyszczak「共同体法における家族生活の権利に関する性差別的な視角」/ Malcolm Ross「文化的保護：連合市民権か人権か？」/ Fiona Campbell-White「財産権：連合において忘れられた事柄」/ Patrick M. Twomey「商業行為者の表現の自由」/ Henry G. Schermers「ヨーロッパにおける外国人の人権」/ Paul Torremans「人権の治外法権」/ Daniela Napoli「ヨーロッパ連合の外交政策と人権」がある。ただし、(二)に属するものの中にも第三国人の権利について触れているものは多い。

II 第一論文として序論的な位置をしめる Neuwahl 論文では、ヨーロッパ連合において人権問題がどの様に扱われてきているのかを歴史的に振り返っている。一九七四年の国際商會社事件に関する先行判決に始まる一連のヨーロッパ裁判所の諸

判決によって促された連合の人権に対する姿勢の変化、そして、連合条約では第F条(2)で人権についての規定が設けられたことはよく知られるところである。筆者の考えでは、連合は同条がつくられることによって人権尊重の義務を新たに負ったということにはならない。なぜなら、同条は、共同体は共同体法の一般原則である限り人権を遵守しなければならないと述べているにすぎないからである。連合の扱う問題が広くなったことに伴い、同条による連合の義務も広くなった、また、ヨーロッパ人権条約を同条に組み入れたことの意義はあると言えるが、共通外交安全保障政策ならびに司法および内政問題に関しては原則的にヨーロッパ裁判所の管轄権が及ばないこと(第I条)、連合がヨーロッパ人権条約の実施措置に組み込まれていないことなどの限界を述べている。タイトルに示される疑問に対する筆者の答えは厳しいものである。連合の活動範囲が広がった今、連合が人々の権利に対してどの様な態度をとるのかは、以前より増して重要である。続いて書かれている論文のいくつかを取り上げて、各論的にみていきたい。

まず、Pollardの論文であるが、連合市民権に掲げられた「第一の」権利である自由移動の権利がいかに不十分な権利であるのかを論証している。すなわち、二次法規または裁判所の判例によって実際に経済的な活動をしていないものは自由移動に付随する権利をもらえない、例えば職探しに他国へ移動しても社会保障の供付金はもらえないとか、十分な金銭的な保証が

なければ退職者は自由移動の権利を享受しえないことなどをあげ、連合は自由移動の権利に関してはヨーロッパの人々を無視していると述べている。Estebanez論文は、連合条約に少数者の権利そのものの条文はないが、教育、文化、地域政策などの関連条文を活用することによって、連合の行動が期待できると考える。おもしろいのは、筆者が、一九九五年に採択された「ヨーロッパにおける安定条約」が、一般的な原則をもたずに特定の状況を扱っている点で連盟規約に似ていると述べていることである。確かに、ヨーロッパ連合において少数者問題が適切に扱われていないのは、筆者がそういうように連合が人権問題よりも経済、安全保障および政治問題を第一に考えているという証拠であるといえるであろう。この点に関して、選挙権・被選挙権に関して書いているRosasは、EC条約第八条が国家レベルの選挙および第三国の国民に対する選挙権を排除していることは、政治的な統合や人権としての参政権がヨーロッパ統合の経済的および社会的側面に比べて低い位置しか与えられていない印であると述べている。Bernardは、連合では、労働者の権利の保障が社会的なタンピングなど公正な競争をゆがめる要因を排除するためにされていること、また補償や医療費などの削減のために労働者の保護が考えられていることを指摘する。そして、現在のように二次法規で労働者の権利を保障することに對して限界を感じ、労働者の権利を、連合条約の中にとりこみ、構成国で直接適用される様にするアプローチを提唱す

る。家族がともに暮らす権利について論じている Hevey は、この権利が結果として女性差別的に運用されていることを説いている。すなわち、共同体法は労働者に対して移動の自由などの権利を保障し、付随的にその家族にも一定の権利を保障しているが、その場合の「労働」とは公的な、市場に関係する概念であり、対価の支払いをうけて公的な分野で行われる経済活動のことをいっている。したがって、その労働者との関係がなくなれば家族の権利は失われ、そのことは実際には市場での労働に携わっていないことが多い女性の権利を男性の権利に従属させることになっていると指摘している。そして、共同体における家族生活の権利は、労働者の自由移動を支える機能としてのみ、経済的な目的において共同体法によって守られていると述べている。財産権を「連合での忘れ去られた事項」とよぶ Campbell-White は、現状で E.C 法の文脈で財産権が語られるのは、国家が企業に対して排他的な特権を与えるような場合であって、個人に関する局面ではほとんど考えられていないのであるが、その状態が変化する可能性については期待薄とみている。すなわち、連合条約の射程範囲が広がったことによって連合が一つの問題を取り扱う場合の切り口もふえ、本来個人の財産権として取り扱われる問題が例えばあらたに消費者保護の問題として処理される様になる可能性を示唆している。

ところで、連合の対外関係についてはどうであるか。Zappalò 論文では、一九八九年の第四次ロメ協定など最近のヨーロッパ

連合と第三国との条約などには人権の尊重および人権の促進などの用語が組み込まれていることを紹介し、また、国連や欧州安全保障協力機構などの場でも、ヨーロッパ連合が人権問題に関して貢献していることを示している。そして、民主的なプロセスの支援がヨーロッパ連合の外交政策の中心であり、その重要性は益々増えていることを指摘している。そのことに関しては指摘のとおりであるが、この論文からは、なぜヨーロッパ連合がそのような外交政策を採ることになったのかという要因は見えてこない。この点は、外国人の強制退去について書かれている Shamess 論文に答えがある。そこでは、自国で生活することができなくなつてヨーロッパに避難してくる外国人の動きは止められず、その人たちの入国許可および強制退去が一番の問題であることを指摘し、世界の他の諸地域における生活水準を改善することによつてのみ西ヨーロッパへの人々の移入の必要性を少なくすることができるといふ考えが示されている。すなわち、域内の人の自由移動というものを保障してしまつた連合は、同時に、域外からの人の流入を防ぐことが必要であり、そのために第三国とりわけ途上国の人権問題および民主的な体制に敏感にならなければならなかつたといふことがあるのである。

Ⅲ 以上のように本書では、連合条約によつて連合が人権に対して新たな義務を負つたわけではなく、政治的統合に足を踏み入れた今も、そこにおける人権保障は、今だ経済的な観点か

らされていることが、様々な視点から明らかにされている。(二)における多くの論文で第三国人の問題が引き合いに出されるのも、連合が「基本的人権」として権利を考えていない証拠として示されているのである。そして、対外関係については、自由移動の保障される域内に第三国人がこないようにするために、人権および民主主義の擁護に積極的な外交政策を打ち出すことが必要になる。連合における人権問題の現状の捉え方としては、評者も全く同じ考えであるが、少し付け加えたいことがある。それは、アンバイドワークの評価など、市場の価値観をのりこえようとする動きも連合にはあるのであるが、そういった動きを本書の視点から整理するとどうなるのか。また、統合推進のために人権を犠牲にされることになればヨーロッパの人々はノーというのであろうが、その力をこの問題のどこに組み込むか、今後の連合における人権問題の鍵のように思う。